

箕 面 浄 水 場

水道施設除草業務委託仕様書

水道施設除草業務委託仕様書

本仕様書は、市内水道施設の除草業務について、委託者（以下、「甲」という。）が、受託者（以下、「乙」という。）に発注する業務内容を示すものである。

1. 履行場所

箕面市 一円

2. 対象施設及び施設概要

別紙「対象施設一覧表」を参照のこと。

3. 業務範囲

(1) 対象施設敷地内の除草業務。

- 1) 人力除草
- 2) 人力除草【つる、かん木】
- 3) 機械除草

(2) 上記(1)の集積、処分場への搬送、処分業務

4. 実施時期及び勤務時間

実施期間

本業務は、対象施設について下記期間内の年2回実施すること。

1回目：6月～7月以内

2回目：10月～11月以内

勤務時間

原則として、開庁日の8時45分から17時00分まで（後片付け含む）

5. 共通事項

(1) 受託業務実施計画書の提出

乙は、受託した業務の実施にあたっては、甲の指定する様式により、受託業務実施計画書を作成し、事前に甲の承認を得ること。

(2) 研修の実施

- 1) 乙は、各業務に従事させる従業員に対して、必要に応じて人権研修及び接遇研修を実施し、その報告書を甲に提出すること。
- 2) 乙は、各業務内容を十分に把握するとともに、業務毎の研修を必要に応じて随時実施し、従業員の技術及び知識等の維持向上に努めること。

(3) 名札、服装について

- 1) 乙は、全ての業務従事者について、名札を着用させること。
- 2) 乙は、全ての業務従事者に、市民の目に触れることを自覚させ、服装や身だしなみについては清潔感を与えるよう十分に配慮すること。

(4) 連絡体制について

乙は、業務従事者の中から総括責任者を1名選任するとともに、各業務毎に責任者を1名配置し、書面により甲に届け出ること。なお、甲から総括責任者へは常時連絡のとれる体制をつくるものとし、総括責任者が特段の事情により連絡のとれない場合は、各業務責任者に必要な指示ができる体制を整えること。

(5) 業務報告

乙は、業務の実施状況について、甲の指定する下記について提出すること。

①業務報告書	1	部
②業務写真	1	部
③その他市が必要な種類	1	式

6. その他

- (1) 乙は、雨天等業務実施に支障をきたす恐れがあることを想定し、予備日を設けた作業計画書を甲に提出すること。
- (2) 乙は、業務従事者の中から現場代理人を選任し、作業日は現場に常駐させること。
- (3) 業務実施日は、機械警備解除カード及び施設鍵を甲が貸与するので、当日業務着手前に箕面浄水場に来庁して借用し、当日の業務完了後に甲に返還すること。
- (4) 機械警備解除カード及び施設鍵は厳重に管理し、万が一破損や紛失した場合は、乙の負担と責任において弁償を行うこと。
- (5) 作業内容の詳細については、甲の指示によること。
- (6) 業務で刈り取った草等を仮置する場合は、水道施設外に置いてはならない。その際、強風等で周辺に飛散することのないようシート養生等を施し、10日以内に撤去・処分すること。
- (7) 業務実施にあたっては、現場代理人の監理のもと、保護具等を適切に着用し、安全管理の徹底を図るとともに、労働災害防止に努めること。
- (8) 水道施設周辺には一般住宅等もあるので、市民に迷惑をかけることのないよう業務実施にあたること。また、市民と接する機会がある場合は、笑顔で挨拶することを心がけること。
- (9) 業務実施にあたり、水道施設の既存設備(地中ケーブル等含む)、周辺住宅、通行車両、通行人等に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、乙の責任と費用をもって賠償を行うこと。
- (10) 業務完了後は、速やかに業務完了届、業務記録写真、打合せ簿等必要な書類を甲に提出すること。
- (11) この仕様書に定めのない事項であっても、業務履行上当然必要と思われる業務は、乙の責任において行うものとする。
- (12) 乙並びに除草業務従事者は、業務上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。
- (13) この仕様書に定めのない事項であって、疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ定める。

対 象 施 設 一 覧 表

番号	施 設 名	所 在 地	除 草 面 積 (m ² /2回分)		
			人力除草	人力除草 (つる、かん木)	機械除草
1	箕面浄水場(高区配水池含む)	箕面2丁目7番1号	4,700	0	10,196
2	箕面超高区配水地	箕面2丁目4番2	0	0	280
3	平和台中継ポンプ場	箕面7丁目1584番374	90	0	0
4	平和台配水地	箕面8丁目1584番8	274	0	0
5	桜ヶ丘浄水場	桜ヶ丘2丁目10番7号	1,118	0	502
6	新稲高区配水地	新稲2丁目355番7	0	608	2,114
7	坊島受水場	坊島2丁目3番1号	3,496	0	3,734
8	新家南受水場	粟生新家1丁目6番11号	746	0	664
9	新家北受水場	粟生新家2丁目15番1号	542	0	1,312
10	青松園配水地	外院3丁目27番15号	0	1,922	3,160
11	川合受水場	彩都粟生南1丁目4番	1,432	0	1,358
12	彩都低区配水地	彩都粟生南6丁目4番	974	0	392
13	彩都中区配水地	彩都粟生北7丁目2番	628	0	612
14	彩都高区配水地	彩都粟生北3丁目2番	576	0	0
15	小野原配水地	小野原西4丁目1番9号	578	0	0
16	船場東受水場	船場東3丁目16番1号	310	0	1,088
17	船場西配水地	船場西3丁目18番	0	3,024	4,082
18	半町第2取水場	半町3丁目416番1	0	0	652
19	森町高区配水地	森町北2丁目8番33号	610	0	398
20	止々呂美受水場	上止々呂美254番3他	208	0	0
21	間谷住宅配水管敷設用地	粟生間谷東6丁目625-30	72	0	0
22	青松園送水管敷設用地	外院3丁目73-269	0	0	368
23	有馬住宅配水管敷設用地	粟生間谷西7丁目1971-208	40	0	0
24	才ヶ原池水源地用地	芝1145他	160	0	3,694
除草面積合計			16,554	5,554	34,606

箕 面 浄 水 場

消防用設備等点検業務委託仕様書

消防用設備等点検業務委託仕様書

本仕様書は、水道施設に設置する消防用設備等の点検業務について、箕面市上下水道局（以下、「甲」という。）が、受託者（以下、「乙」という。）に発注する業務内容を示すものである。

1. 履行場所

箕面市 箕面他 地内

2. 対象施設

施設名称	所在地	延べ床面積
・ 箕面浄水場 (新管理棟及び膜ろ過棟)	箕面 2-7-1	2, 379 m ²
・ 新家北受水場	栗生新家 2-15-1	396 m ²
・ 新家南受水場	栗生新家 1-6-11	121 m ²
・ 桜ヶ丘浄水場	桜ヶ丘 2-10-7	255 m ²
・ 坊島受水場 (旧管理棟及び新管理棟)	坊島 2-3-1	551 m ²
・ 川合受水場(彩都)	彩都栗生南 1丁目	425 m ²
・ 彩都低区配水地 (中継ポンプ棟)	栗生間谷東 8丁目	367 m ²

3. 業務範囲

上記対象施設に設置する消防用設備等について、消防法第17条の3の3に基づいた点検を消防法で定める有資格者により実施する。

対象施設の消防用設備等は、別紙「消防用設備等一覧表」を参照

なお、下記業務は、本委託業務範囲とする。

- ・ 点検結果に伴う不具合原因調査
- ・ 点検結果に伴う改修見積の作成
- ・ 簡易修繕（物品の支給は甲とする）

※但し、簡易修繕は、点検日程に影響を与えない程度の業務範囲に限る。

4. 実施時期

1回目	外観・機能点検	: 8月頃
2回目	総合点検・外観・機能点検	: 2月頃

3. 共通事項

(1) 受託業務実施計画書の提出

乙は、受託した業務の実施にあたっては、甲の指定する様式により、受託業務実施計画書を作成し、事前に甲の承認を得ること。

(2) 研修の実施

- 1) 乙は、各業務に従事させる従業員に対して、必要に応じて人権研修及び接遇研修を実施し、その報告書を甲に提出すること。
- 2) 乙は、各業務内容を十分に把握するとともに、業務毎の研修を必要に応じて随時実施し、従業員の技術及び知識等の維持向上に努めること。

(3) 名札、服装について

- 1) 乙は、全ての業務従事者について、名札を着用させること。
- 2) 乙は、全ての業務従事者に、市民の目に触れることを自覚させ、服装や身だしなみについては清潔感を与えるよう十分に配慮すること。

(4) 連絡体制について

乙は、業務従事者の中から総括責任者を1名選任するとともに、各業務毎に責任者を1名配置し、書面により甲に届け出ること。なお、甲から総括責任者へは常時連絡のとれる体制をつくるものとし、総括責任者が特段の事情により連絡のとれない場合は、各業務責任者に必要な指示ができる体制を整えること。

(5) 業務報告

乙は、業務の実施状況について、下記のとおり報告すること。

- ・ 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書
各施設毎 2 部
- ・ 不良箇所報告書（不良箇所のわかる写真を添付のこと）
各施設毎 2 部
- ・ 施工（点検）写真
各点検毎 1 式
- ・ その他市が必要とする書類 1 式

5. その他

- ① 本業務については、関係法令等を遵守のうえ、適切に遂行すること。
- ② 本委託において、関係官公庁への報告等の必要な場合は、受託者が代行し、関係書類の作成、提出を行うこと。
- ③ 本委託に伴って発生した施設内での事故、損害については、受託者の責務とする。
- ④ 本委託契約に疑義が生じた場合には、双方協議により解決し、その指示に従うこと。

箕 面 浄 水 場

自家用電気工作物保安業務
委託仕様書

箕面浄水場ほか自家用電気工作物保安業務委託仕様書

本仕様書は、市内水道施設の自家用電気工作物保安業務について、委託者（以下、「甲」という。）が、受託者（以下、「乙」という。）に発注する業務内容を示すものである。

1. 業務期間

令和4年10月1日から令和9年9月30日まで

2. 履行場所

箕面市 箕面他 地内

3. 対象施設及び設備容量

施設名	総容量	所在地
1. 桜ヶ丘浄水場	380KVA	箕面市桜ヶ丘2丁目10-7
2. 坊島受水場	1,000KVA	箕面市坊島2丁目3-1
3. 船場東受水場	210KVA	箕面市船場東3丁目16-1
4. 箕面浄水場	675KVA	箕面市箕面2丁目7-1
5. 新家南受水場	200KVA	箕面市粟生新家1丁目6-11
6. 新家北受水場	300KVA	箕面市粟生新家2丁目15-1
7. 川合受水場	600KVA	箕面市彩都粟生南1-4
8. 彩都低区配水地	200KVA	箕面市彩都粟生南6-4

4. 業務範囲

(1) 業務内容

対象施設の電気主任技術者として、電気事業法で定めのある管理、関係法令の遵守に従事すること。

なお、緊急時における対応についても当該委託範囲とする。

また、関係法令に基づく、提出書類の作成等は本業務範囲とする。

○電気主任技術者としての職務

- ・電気設備の管理監督の責任者として、自家用工作物の保全、管理監督として従事し、電気設備の改善提案、技術指導への助言を行う。

(2) 実施時期等

対象施設について、保安規程で定めたとうえで、月1回の点検及び年次点検を実施すること。

その際、点検内容は別紙1に定めのあるとおりとする。

また、年次点検の実施時期については、別紙2のとおり計画すること。

4. 共通事項

(1) 受託業務実施計画書の提出

乙は、受託した業務の実施にあたっては、甲の指定する様式により、受託業務実施計画書を作成し、事前に甲の承認を得ること。

(2) 研修の実施

- 1) 乙は、各業務に従事させる従業員に対して、必要に応じて人権研修及び接遇研修を実施し、その報告書を甲に提出すること。
- 2) 乙は、各業務内容を十分に把握するとともに、業務毎の研修を必要に応じて随時実施し、従業員の技術及び知識等の維持向上に努めること。

(3) 名札、服装について

- 1) 乙は、全ての業務従事者について、名札を着用させること。
- 2) 乙は、全ての業務従事者に、市民の目に触れることを自覚させ、服装や身だしなみについては清潔感を与えるよう十分に配慮すること。

(4) 連絡体制について

乙は、業務従事者の中から総括責任者を1名選任するとともに、各業務毎に責任者を1名配置し、書面により甲に届け出ること。なお、甲から総括責任者へは常時連絡のとれる体制をつくるものとし、総括責任者が特段の事情により連絡のとれない場合は、各業務責任者に必要な指示ができる体制を整えること。

(5) 業務報告

乙は、業務の実施状況について、甲の指定する下記について提出すること。

- | | |
|---------------|-----|
| 1) 業務報告書 | 1 部 |
| 2) その他市が必要な種類 | 1 式 |

5. その他

- (1) 本仕様書に記載されていない事項であっても、業務の遂行上当然必要とされる内容は乙の責任により実施すること。
- (2) 契約期間中に関係法令の変更等が生じた場合でも、法令遵守の上業務を遂行すること。
- (3) 点検時に蓄電池の液位が不足している場合には、随時補水すること。

【別表 1】
巡視、点検及び測定・試験の基準

設 備		点 検 項 目	工 事 期 間 中の巡視、 点検 【週 1 回】	月次点検 【毎月】	年次点検 【毎年 1 回】	
					年次点検 I	年次点検 II
引 込 設 備	区分開閉器	外観点検	○	○	○	○
		10kVレベルによる絶縁抵抗測定			△	○
		継電器の動作試験			△	○
		継電器の慣性特性試験			△	○
		継電器の動作特性試験			△	○
		開閉器と継電器の連動試験			△	○
引込線、支持物、 ケーブル等	外観点検	○	○	○	○	
	10kVレベルによる絶縁抵抗測定			△	○	
受 電 設 備	断路器	外観点検	○	○	○	○
		10kVレベルによる絶縁抵抗測定			△	○
	電力用ヒューズ	外観点検	○	○	○	○
		10kVレベルによる絶縁抵抗測定			△	○
	遮断器、 負荷開閉器	外観点検	○	○	○	○
		10kVレベルによる絶縁抵抗測定			△	○
		継電器の動作試験			△	○
		継電器の慣性特性試験			△	○
		継電器の動作特性試験			△	○
		遮断器と開閉器と継電器の連動試験			△	○
	変圧器	外観点検	○	○	○	○
		10kVレベルによる絶縁抵抗測定			△	○
		内部点検			△	△
		絶縁油の酸化度試験			△	△
	コンデンサ、 リアクトル	外観点検	○	○	○	○
		10kVレベルによる絶縁抵抗測定			△	○
	計器用変成器、零相変 流器	外観点検	○	○	○	○
		10kVレベルによる絶縁抵抗測定			△	○
	避雷器	外観点検	○	○	○	○
		10kVレベルによる絶縁抵抗測定			△	○
母線等	外観点検	○	○	○	○	
	10kVレベルによる絶縁抵抗測定			△	○	
その他の高圧機器	外観点検	○	○	○	○	
	10kVレベルによる絶縁抵抗測定			△	○	
受 ・ 配 電 盤	配電盤、制御回路	外観点検	○	○	○	○
		電圧値、電流値の測定		○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
		計器校正試験			△	△
		シーケンス試験			△	△

設 備		点 検 項 目	工 事 期 間 中の巡視、 点検 【週1回】	月次点検 【毎月】	年次点検 【毎年1回】	
					年次点検 I	年次点検 II
接 地 工 事	接地線、 保護管等	外観点検	○	○	○	○
		接地抵抗測定			△	○
		漏えい電流測定		○	○	○
構 造 物	受電室建物、キュービ ル式受・変電設備の金 属製外箱等	外観点検	○	○	○	○
配 電 設 備	電線路	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
負 荷 設 備	低圧機器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	低圧配線、制御配線	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	開閉器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	遮断機	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
絶縁状態監視				低圧絶縁監視装置による		
蓄 電 池 設 備	蓄電池	外観点検	○	○	○	○
		電圧測定		○	○	○
		比重測定			○	○
		液温測定			○	○
	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	構造物等	外観点検	○	○	○	○

注1 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。

- 2 工事期間中の○印は、各点検項目の該当項目を示し、工事に係わる設備に対して適用する。
- 3 工事期間中の巡視、点検は工事工程にあわせ実施する。
- 4 工事完了後の竣工試験の実施、内容については保安協会と協議する。
- 5 月次点検、年次点検の○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。
- 6 絶縁油の酸化度試験は、加熱・変色、汚損等の以上がない場合、又はPCB油混入のおそれがある場合、一部又は全部を省略することがある。
- 7 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、当該電路の接地

線の取外しが困難な場合、漏えい電流測定に替えることがある。

- 8 各点検項目は、機器ごとの信頼性並びに各点検項目と同等と認められる手法によって確認した場合にあっては、その結果により当該点検の一部に替えることがある。
- 9 負荷設備の絶縁抵抗測定は、低圧電路の絶縁状態を監視する「低圧絶縁監視装置」により当該点検に替えることがある。
- 10 10キロボルトによる絶縁抵抗測定は、6キロボルトの高圧設備に対して適用する。

【別表 2】

自家用電気工作物年次点検実施月及び周期

自家用電気工作物		年次点検 実施月	年次点検実施種別						
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
施設名称 (お客様番号)	総容量(KVA)								
桜ヶ丘浄水場 (12146102100000)	380	10月～11月	年次Ⅰ	年次Ⅰ	年次Ⅱ	年次Ⅰ	年次Ⅰ	年次Ⅰ	年次Ⅱ
坊島受水場 (19146322030100)	1,000	2月～3月	年次Ⅰ	年次Ⅱ	年次Ⅰ	年次Ⅰ	年次Ⅰ	年次Ⅱ	年次Ⅰ
船場東受水場 (22143013160100)	210	10月～11月	年次Ⅱ	年次Ⅰ	年次Ⅰ	年次Ⅱ	年次Ⅰ	年次Ⅰ	年次Ⅰ
箕面浄水場 (17146302070100)	675	2月～3月	年次Ⅰ	年次Ⅱ	年次Ⅰ	年次Ⅰ	年次Ⅰ	年次Ⅱ	年次Ⅰ
新家南受水場 (23146661025000)	200	10月～11月	年次Ⅰ	年次Ⅰ	年次Ⅱ	年次Ⅰ	年次Ⅰ	年次Ⅰ	年次Ⅱ
新家北受水場 (23146642150100)	300	10月～11月	年次Ⅰ	年次Ⅰ	年次Ⅱ	年次Ⅰ	年次Ⅰ	年次Ⅰ	年次Ⅱ
川合受水場 (24146701040900)	600	2月～3月	年次Ⅰ	年次Ⅰ	年次Ⅱ	年次Ⅰ	年次Ⅰ	年次Ⅰ	年次Ⅱ
彩都低区配水地 (24146618010001)	200	10月～11月	年次Ⅰ	年次Ⅰ	年次Ⅱ	年次Ⅰ	年次Ⅰ	年次Ⅰ	年次Ⅱ

《注意》平令和9年度は、履行期間が令和9年9月30日までのため、年次点検実施範囲から除外する。

箕 面 浄 水 場

フロン類定期点検業務委託仕様書

箕面市上下水道局 箕面浄水場 フロン類定期点検業務委託仕様書

1. 対象施設

箕面市上下水道局 箕面浄水場 箕面市箕面2丁目7番1号

2. 対象機器

	空調機の 用途	室外機			接続する 室内機台数
		メーカー	型番	出力	
1	1階用	三菱電機	PUHY-P730SDM-G	13.7 kW	5台
2	2階用	三菱電機	PUHY-P560DMG2	9.9 kW	1台
3	3階用	ダイキン	SRY15JA-C	11 kW	6台

3. 業務内容

- (1) 対象機器について、フロン排出抑制法に基づく定期点検を行う。
- (2) 点検は令和4年度下半期に行い、以降法定のとおり3年に1回点検する。
- (3) 点検実施者は、専門点検の方法について十分な知見を有する者とする。

4. その他

- (1) 業務着手前に着手届を、完了後に完了届を提出すること。
- (2) 点検時に、室内等汚れる可能性がある場合は、該当機器の下部周辺を養生すること。
- (3) 法令の要件を満たす点検記録簿を作成し提出すること。
- (4) 本仕様書に記載なき事項については、施設管理者と協議の上決定すること。